

# 福岡県公報

令和四年三月二十九日  
第二百八十六号  
増刊 ①

## 目次

### 条 例 (第二号一第十九号)

- 福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ……………三
- 福岡自治研修センター条例 (人事課) ……………四
- 福岡県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例 (市町村支援課) ……………六
- 福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例の一部を改正する条例 (生活安全課) ……………七
- 福岡県ふく取扱条例の一部を改正する条例 (生活衛生課) ……………七
- 福岡県国民健康保険財政安定化基金条例等の一部を改正する条例 (医療保険課) ……………七
- 福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (児童家庭課) ……………八
- 福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例 (児童家庭課) ……………八
- 福岡県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例 (職業能力開発課) ……………一三
- 福岡県立自然公園条例の一部を改正する条例 (自然環境課) ……………一四
- 福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例 (商工政策課) ……………一五
- 福岡県緊急経済対策資金信用保証料補填臨時基金条例の一部を改正する条例 (中小企業振興課) ……………一六
- 福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例 (畜産課) ……………一六
- 福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例 (建築都市総務課) ……………一七

## 公布された条例のあらまし

- 福岡県領収証紙条例の一部を改正する条例 (会計管理局会計課) ……………一七
- 福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課) ……………一七
- 福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部運転免許試験課) ……………一八
- 福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例 (警察本部組織犯罪対策課) ……………一九
- ◇福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (総務部人事課)
  - 1 国において育児休業制度が見直されることに鑑み、非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和を行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。
  - 2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。
- ◇福岡自治研修センター条例 (総務部人事課)
  - 1 福岡県及び県内市町村の職員の研修を行うとともに、県民に学びの場を提供し、学習活動及び交流の促進に寄与するため、福岡自治研修センターを設置することとした。
  - 2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、準備行為に係る規定は公布の日から施行することとした。
- ◇福岡県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例 (企画・地域振興都市町村支援課)
  - 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の制定により、行政書士試験手数料の標準が改められたことに伴い、当該手数料の額を改定することとした。
  - 2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。
- ◇福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例の一部を改正する条例

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)  
〔作成〕 〒 812-0011 福岡市中央区高砂一丁目 6-1 9 株式会社西日本高速印刷 (電話 092-531-1766)

(人づくり・県民生活部生活安全課)

- 1 民法の一部を改正する法律の制定により、成年年齢が引き下げられることを踏まえ、十八歳以上の者に自転車損害賠償保険等への加入を義務付けるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和四年十月一日から施行することとした。

◇福岡県ふぐ取扱条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部生活衛生課)

- 1 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の制定に伴い、ふぐ処理師試験の受験資格を見直すこととした。
- 2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県国民健康保険財政安定化基金条例等の一部を改正する条例

(保健医療介護部医療保険課)

- 1 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の制定による国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合に基金の全部又は一部を処分することができるよう改めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部児童家庭課)

- 1 民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の制定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例

(福祉労働部児童家庭課)

- 1 子どもの人権が尊重され、子どもが心身ともに健やかに成長することができる社会の実現に寄与するため、子どもへの虐待の防止及び子どもの権利擁護に関し、基本理念を定め、県、県民及び保護者の責務並びに市町村及び関係機関等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることとした。

- 2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例

(福祉労働部労働局職業能力開発課)

- 1 国において技能検定試験の二級又は三級の実技試験を受検する二十五歳未満の在職者を対象として手数料を減額する措置が実施されることに鑑み、手数料の減額規定の見直しを行うこととした。
- 2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県立自然公園条例の一部を改正する条例

(環境部自然環境課)

- 1 自然公園法の一部を改正する法律の制定を踏まえ、県立自然公園の特別地域等における野生動物への餌付け等の行為を規制するとともに、特別地域における許可を要する行為に係る罰則について見直すほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 一 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。ただし、第五十三条、第五十四条、第五十六条及び第五十七条の改正規定は、令和四年十月一日から施行することとした。

- 二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例

(商工部商工政策課)

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の制定により、高圧ガス保安法等に係る手数料の標準が改められたことに伴い、これらの手数料の額を改定するほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県緊急経済対策資金信用保証料補填臨時基金条例の一部を改正する条例

(商工部中小企業振興課)

- 1 福岡県緊急経済対策資金信用保証料補填臨時基金に基づく事業を令和八年度まで継続することに伴い、福岡県緊急経済対策資金信用保証料補填臨時基金条例の有効期限を延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

(農林水産部畜産課)

- 1 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律等の制定により、畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定制度が設けられたことに伴い、当該認定の申請に対する審査の手数料等について定めることとした。
- 2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市総務課)

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の制定により、宅地建物取引士資格試験に係る手数料の標準が改められたことに伴い、当該手数料の額を改定することとした。
- 2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県領収証紙条例の一部を改正する条例

(会計管理局会計課)

- 1 地方税法等の一部を改正する法律の制定による地方自治法の一部改正により、指定納付受託者制度が導入されたことに伴い、領収証紙により徴収している使用料及び手数料の徴収方法の特例を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

- 1 県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改めることとした。
- 2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部運転免許試験課)

- 1 道路交通法施行令の一部を改正する政令等の制定により、運転免許に関する手数料の標準が改められたこと等に伴い、これらの手数料の徴収について必要な事項を定めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の制定に伴い、銃砲等又は刀剣類の所持許可証書換申請手数料の額を改定することとした。

- 2 この条例は、令和四年五月十三日から施行することとした。ただし、第十一条の改正規定は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

(警察本部組織犯罪対策課)

- 1 公益通報者保護法の一部を改正する法律の制定に鑑み、暴力団排除通報をした者に対する不利益な取扱いの禁止について見直しを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和四年六月一日から施行することとした。

条例

福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二号

福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の育児休業等に関する条例(平成四年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ(1)を削り、同号イ(2)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に」に改め、同号イ(2)を同号イ(1)とし、同号イ(3)を同号イ(2)とする。

第七条第二項中「会計年度任用職員」の下に「(以下「会計年度任用職員」という。)」を加える。

第八条中「地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する」を削る。  
第二十二條中「育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同條に次の各号を加える。

一 育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員

二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。( )

第二十三条第一項中「勤務時間」の下に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第二項中「職員」の下に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を超えた時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

第二十四条中「職員が」を「職員（会計年度任用職員を除く。）が」に改め、同条に次の一項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年福岡県条例第四号）第九条第四項第三号及び第十条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同条例第九条第四項第四号において一般職員の例により算出することとされる勤務一時間当たりの給与額又は同条例第十一条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額を減額して給与を支給する。

第二十六条を第二十八条とし、第二十五条の次に次の二条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等）

第二十六条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第二十七条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- 二 育児休業に関する相談体制の整備
- 三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

福岡自治研修センター条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三号

福岡自治研修センター条例

（設置）

第一条 福岡県及び県内市町村の職員の研修を行うとともに、県民に学びの場を提供し、学習活動及び交流の促進に寄与するため、福岡自治研修センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
福岡自治研修センター	大野城市

（利用の承認等）

第二条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）第三条から第六条まで及び第九条の規定は、センターの利用の承認等について適用する。この場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に關し委任を受けた者」とあるのは「指定管理者」と、第六条第一号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（指定管理者による管理）

第三条 センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により

、法人その他の団体であつて知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 一 センターの利用の許可に関する業務
- 二 センターの諸施設の維持及び保守に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

（指定管理者の指定の手続）

**第四条** 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認め、指定管理者として指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- 三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- 四 その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 知事は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

（秘密保持義務）

**第五条** 指定管理者及びセンターの業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

（利用料金）

**第六条** 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金の設定をするものとする。

2 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。

4 知事は、第二項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金を公示するものとする。

5 指定管理者は、前各項の規定により承認を受けたときは、当該利用料金をその収入として収受するものとする。

6 指定管理者が利用料金の設定をしたときは、センターを利用する者は、利用料金を納付しなければならない。

7 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

8 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

（協議）

**第七条** この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、知事と指定管理者が協議して定める。

（福岡県市町村職員研修所への準用）

**第八条** 法第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき福岡県自治振興組合から事務の委託を受けた福岡県市町村職員研修所（以下「研修所」という。）の管理については、この条例の定めるところによる。

2 研修所の管理については、第二条から第七条までの規定を準用する。

（規則への委任）

**第九条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日か

ら施行する。  
(準備行為)

2 第四条第一項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に關して必要な行為、利用料金の設定に關して必要な行為その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、第二条、第四条及び第六条から第九条までの規定の例により行うことができる。

別表(第六条関係)

一 研修棟及び共用棟各施設

区分	午前九時から正午まで		午後一時から午後五時まで		午後六時から午後九時まで		午前九時から午後五時まで		午後一時から午後九時まで		午前九時から午後九時まで	
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
大研修室	八、七〇〇円	一一、六〇〇円	一〇、四〇〇円	二〇、三〇〇円	二二、〇〇〇円	三〇、七〇〇円	三〇、七〇〇円	三〇、七〇〇円	三〇、七〇〇円	三〇、七〇〇円	三〇、七〇〇円	三〇、七〇〇円
中研修室A	三、九〇〇円	五、二〇〇円	四、七〇〇円	九、一〇〇円	九、一〇〇円	九、九〇〇円	九、九〇〇円	一三、八〇〇円	一三、八〇〇円	一三、八〇〇円	一三、八〇〇円	一三、八〇〇円
中研修室B	三、九〇〇円	五、二〇〇円	四、七〇〇円	九、一〇〇円	九、一〇〇円	九、九〇〇円	九、九〇〇円	一三、八〇〇円	一三、八〇〇円	一三、八〇〇円	一三、八〇〇円	一三、八〇〇円
研修室二〇	四、五〇〇円	六、〇〇〇円	五、四〇〇円	一〇、五〇〇円	一〇、五〇〇円	一一、四〇〇円	一一、四〇〇円	一五、九〇〇円	一五、九〇〇円	一五、九〇〇円	一五、九〇〇円	一五、九〇〇円
研修室二一	一、五〇〇円	二、〇〇〇円	一、八〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	三、八〇〇円	三、八〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円
研修室二二	一、五〇〇円	二、〇〇〇円	一、八〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	三、八〇〇円	三、八〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円
研修室二三	一、五〇〇円	二、〇〇〇円	一、八〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	三、八〇〇円	三、八〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円
研修室二四	一、二〇〇円	一、六〇〇円	一、四〇〇円	二、八〇〇円	二、八〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円
研修室二五	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	三、六〇〇円	七、〇〇〇円	七、〇〇〇円	七、六〇〇円	七、六〇〇円	一〇、六〇〇円	一〇、六〇〇円	一〇、六〇〇円	一〇、六〇〇円	一〇、六〇〇円
研修室二六	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	三、六〇〇円	七、〇〇〇円	七、〇〇〇円	七、六〇〇円	七、六〇〇円	一〇、六〇〇円	一〇、六〇〇円	一〇、六〇〇円	一〇、六〇〇円	一〇、六〇〇円
研修室二七	九〇〇円	一、二〇〇円	一、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円
研修室二八	一、二〇〇円	一、六〇〇円	一、四〇〇円	二、八〇〇円	二、八〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円
研修室二九	一、二〇〇円	一、六〇〇円	一、四〇〇円	二、八〇〇円	二、八〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円
研修室三〇	四、五〇〇円	六、〇〇〇円	五、四〇〇円	一〇、五〇〇円	一〇、五〇〇円	一一、四〇〇円	一一、四〇〇円	一五、九〇〇円	一五、九〇〇円	一五、九〇〇円	一五、九〇〇円	一五、九〇〇円
研修室三一	一、五〇〇円	二、〇〇〇円	一、八〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	三、八〇〇円	三、八〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円
研修室三二	一、五〇〇円	二、〇〇〇円	一、八〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	三、八〇〇円	三、八〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円
研修室三三	一、五〇〇円	二、〇〇〇円	一、八〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	三、八〇〇円	三、八〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円
研修室三四	一、二〇〇円	一、六〇〇円	一、四〇〇円	二、八〇〇円	二、八〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円

二 宿泊棟施設

種類	単位	区分		料金(一人)		
		一般	児童生徒			
研修室三五	四、五〇〇円	六、〇〇〇円	五、四〇〇円	一〇、五〇〇円	一一、四〇〇円	一五、九〇〇円
研修室三六	一、五〇〇円	二、〇〇〇円	一、八〇〇円	三、五〇〇円	三、八〇〇円	五、三〇〇円
研修室三七	九〇〇円	一、二〇〇円	一、一〇〇円	二、一〇〇円	二、三〇〇円	三、二〇〇円
研修室三八	一、二〇〇円	一、六〇〇円	一、四〇〇円	二、八〇〇円	三、〇〇〇円	四、二〇〇円
和室A	一、五〇〇円	二、〇〇〇円	一、八〇〇円	三、五〇〇円	三、八〇〇円	五、三〇〇円
和室B	一、二〇〇円	一、六〇〇円	一、四〇〇円	二、八〇〇円	三、〇〇〇円	四、二〇〇円
和室C	一、五〇〇円	二、〇〇〇円	一、八〇〇円	三、五〇〇円	三、八〇〇円	五、三〇〇円
体育館	三、三〇〇円	四、四〇〇円	四、〇〇〇円	七、七〇〇円	八、四〇〇円	一一、七〇〇円

備考

- 一 「児童生徒」とは、幼児、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)の児童及び中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)又は高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、児童生徒以外の者をいう。
- 二 研修棟及び共用棟各施設において、利用者が利用の際第三者から規則で定める額を超える入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合は、この表に定める額の百分の百五十を乗じて得た額とし、利用者が営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の額は、この表に定める額の百分の二百二十五を乗じて得た額とする。
- 三 研修棟及び共用棟各施設の利用時間を超えて利用する場合の額は、この表に定める額を基準として規則で定める。
- 四 この表に掲げる施設に附属する設備等の額は、規則で定める。

福岡県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

**福岡県条例第四号**

福岡県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例

福岡県行政書士試験手数料条例(平成十二年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「七千円」を「一万四百円」に改める。

**附則**

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

**福岡県条例第五号**

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用に関する条例の一部を改正する条例

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用に関する条例(令和二年福岡県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号を削り、同条第十号中「児童等を保護する責任のある者」を「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するもの」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第二項中「保護する児童等」を「監護する未成年者」に改める。

第十七条第一項中「児童等」を「未成年者」に改め、同条第二項中「保護する児童等」を「監護する未成年者」に改める。

**附則**

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

福岡県ふぐ取扱条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

**福岡県条例第六号**

福岡県ふぐ取扱条例の一部を改正する条例

福岡県ふぐ取扱条例(昭和五十三年福岡県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第九条中「でふぐの処理に三年以上従事したもの又はふぐの処理に五年以上従事した者」を削る。

**附則**

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

福岡県国民健康保険財政安定化基金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

**福岡県条例第七号**

福岡県国民健康保険財政安定化基金条例等の一部を改正する条例

(福岡県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正)

**第一条** 福岡県国民健康保険財政安定化基金条例(平成二十八年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改める。  
第五条中「及び同条第二項」を「並びに同条第二項及び第四項」に改める。  
第九条中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改める。

第十条第一項中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改める。  
(福岡県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第二条** 福岡県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(平成三十年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第八号

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する

条例

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「児童等」を「児童」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第九号

福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第八条）
- 第二章 虐待の未然防止（第九条）
- 第三章 虐待の早期発見及び早期対応（第十条―第十三条）
- 第四章 虐待を受けた子ども及び保護者への援助等（第十四条―第十七条）
- 第五章 社会的養護の充実（第十八条）
- 第六章 児童相談業務の充実等（第十九条・第二十条）

第七章 雑則（第二十一条・第二十二条）  
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、子どもへの虐待の防止及び子どもの権利擁護に関し、基本理念を定め、県、県民及び保護者の責務並びに市町村及び関係機関等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより当該施策を推進し、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが心身ともに健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 十八歳に満たない者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- 三 虐待 保護者がその監護する子どもについて行う次に掲げる行為をいう。
  - イ 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
  - ロ 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。
  - ハ 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人によるイ、ロ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
  - ニ 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。以下同じ。）その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
  - ホ 子どもに必要な医療を受けさせないことその他の子どもの利益に反する著しく不適切な養育を行うこと。



四 関係機関等 学校、教育委員会、医療機関、児童福祉施設、警察、婦人相談所、

配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。以下同じ。）その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び民生委員、児童委員、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、弁護士、警察職員、婦人相談員、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子どもの福祉に関連する職務に従事する関係者をいう。

五 市町村要保護児童対策地域協議会 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十五条の二第一項の規定により市町村が設置する要保護児童対策地域協議会をいう。

2 前項各号に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、児童福祉法で使用する用語の例による。

（基本理念）

第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える行為であり、何人も決してこれを行ってはならず、また、許してはならない。

2 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの生命を守ることを最も優先するとともに、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を考慮しなければならない。

3 虐待は、社会的要因、経済的要因その他様々な要因により、あらゆる家庭において起こり得るといふ認識の下に、子育て中の家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念及び児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第四条第一項から第五項までの規定にのっとり、虐待の防止及び子どもの権利擁護に必要な体制整備その他必要な施策を実施するものとする。

2 県は、市町村及び関係機関等と連携して虐待の防止及び子どもの権利擁護に当たるものとする。

3 県は、市町村及び関係機関等が実施する虐待の防止及び子どもの権利擁護に関する取組について必要な支援を行うものとする。

4 県は、第一項の施策を実施するに当たっては、地域において虐待の防止や虐待を受けた子どもとその保護者への支援に関する活動をしている団体に対し、必要に応じて協力を求めるとともに、その活動を支援するものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、虐待から子どもの生命を守り、子どもの権利を擁護することに関する理解を深めるよう努めなければならない。

2 県民は、県及び市町村が行う虐待の防止及び子どもの権利擁護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 県民は、法第八条第一項及び第二項の規定により県の児童相談所若しくは県の福祉事務所（以下「児童相談所等」という。）の長又は市町村長が行う子どもの安全の確認を行うための措置（以下「安全確認措置」という。）に協力するよう努めなければならない。

4 県民は、虐待を受けた子ども（社会的養護（保護者のいない子ども及び保護者による適切な養育を受けられない子どもを公的責任で保護及び養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うことをいう。以下同じ。）の下で育ってきた子どもを含む。）が、円滑に社会的自立ができるよう、当該子ども（当該子どもが十八歳以上になった場合も含む。）に対して配慮するよう努めなければならない。

（保護者の責務）

第六条 保護者は、子どもの養育に係る第一義的な責任を負っていることを踏まえ、虐待が子どもに与える重大な影響を認識し、子どもの健全な成長を図らなければならない。

2 保護者は、子どもの権利を尊重し、子どものしつけに際して、体罰を加えることその他の子どもの尊厳を傷つける全ての行為を行ってはならない。

3 保護者が親権を行うに当たっては、子どもの最善の利益を尊重してこれ行使するものとし、濫用してはならない。

4 県の児童相談所の長（以下「児童相談所長」という。）による第十五条の規定に基づく指導又は支援を受けた保護者は、当該指導又は支援に従って必要な改善等を行わなければならない。

なければならない。

5 保護者及びその同居人は、法第八条第一項及び第二項の規定により児童相談所等の長又は市町村長が行う子どもの安全確認措置に協力しなければならない。

6 妊娠した者又は乳児若しくは幼児の保護者は、母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第四条の規定の趣旨にのっとり、同法第十二条第一項及び第十三条第一項の規定により市町村が妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して行う健康診査を受け、又は受けさせるよう努めなければならない。

7 保護者は、子どもを医療機関に受診させる必要があるにもかかわらず、受診させない場合は第二条第一項第三号ホに該当するおそれがあることを理解し、県、市町村及び関係機関等の助言に応じるよう努めなければならない。

（市町村の役割）

第七条 市町村は、県及び関係機関等と連携し、虐待の防止及び子どもの権利擁護に関する施策の推進並びに必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市町村長は、母子保健法第十二条第一項及び第十三条第一項の規定による乳児若しくは幼児に対する健康診査の未受診が続き、当該子どもの安全の確認ができない場合又は市町村要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）において、虐待事案（虐待が疑われる事案を含む。以下同じ。）として進行管理台帳等（要対協において、要支援児童等に係る支援の進行管理を行うために用いる資料をいう。以下同じ。）に登録されている子どもの安全の確認ができない場合には、児童福祉法第十条第二項の規定により、県の児童相談所に技術的援助又は助言を求めものとする。

3 市町村長は、前項の規定により、技術的援助又は助言を受けた後も、子どもの安全の確認ができない場合は、法第八条第一項第二号の規定により、児童相談所長に通知するものとする。

（関係機関等の役割）

第八条 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めるとともに相互に情報の共有を図りながら連携した対応を行うものとし、また、その専門的知識及び経験を生かし、子どもとその保護者に対する支援を行うよう努めるものとする。

2 関係機関等は、県、市町村及び他の関係機関等と連携し、虐待の防止及び子どもの

権利擁護に関する施策の推進に積極的に協力するよう努めるものとする。

3 関係機関等は、法第八条第一項及び第二項の規定により児童相談所等の長又は市町村長が行う子どもの安全確認措置に協力するよう努めるものとする。

第二章 虐待の未然防止

第九条 県は、市町村が実施する次の各号に掲げる事業のほか母子保健及び子育て支援（障がい児支援に関する施策を含む。）に関する施策が、第三条に掲げる基本理念の実現に資することを念頭に置き、市町村に対して必要な支援を行うものとする。

一 児童福祉法第二十二条第一項の規定による助産の実施、同法第二十三条第一項の規定による母子保護の実施、同法第二十四条第一項の規定による保育の実施及び同法第五項の規定による措置

二 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業

2 県は、虐待の防止、虐待を受けた子どもの成長及び自立に対する理解並びに体罰等によらない子育ての推進に資する広報その他の啓発活動を行うものとする。

3 県は、学校その他の子どもの活動場所において、子どもに対し、自身が守られるべき存在であることを認識するための啓発活動及び権利侵害に関する相談先等の情報提供を行うものとする。

4 県は、若年者に対し、予期しない妊娠に至らないための啓発活動及び妊娠、出産等に関する相談先等の情報提供を行うものとする。

5 県は、市町村及び医療機関と連携し、育児が困難と予想される妊婦又は医療機関で健康診査を受診していない妊婦等特定妊婦の把握及びこれらの者に対する必要な支援並びに医療を受ける機会を確保するための啓発活動及び情報提供を行うものとする。

第三章 虐待の早期発見及び早期対応

（早期発見のための環境整備）

第十条 虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに、市町村又は児童相談所等に対し、通告（法第六条第一項の規定による通告をいう。以下同じ。）をしな

ければならない。

2 県は、県民及び関係機関等に対し、子どもを守ること及び家庭への支援の契機である虐待通告を法第六条第一項の規定に基づき行わなければならないことを周知するとともに、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者が通告しやすく、かつ、虐待を受けた子どもが自ら相談しやすい環境及び体制を整備するものとする。

3 要対協を構成する児童相談所等、市町村及び関係機関等の職員は、正当な理由なく、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 前項の規定は、児童相談所等、市町村及び関係機関等との情報共有及び連携を妨げるものと解釈してはならない。

(児童相談所による子どもの安全確認措置等)

第十一條 児童相談所長は、通告又は虐待に係る相談があった場合には、子どもの生命を守ることを最優先に行動しなければならない。

2 児童相談所長は、次に掲げる場合には、直ちにその内容に係る調査を行い、法第八条第二項の規定に基づき、速やかに子どもの安全確認措置を講じなければならない。

この場合において、児童相談所長は、市町村及び関係機関等と十分な連携を図るものとする。

一 通告を受けた場合

二 他の児童相談所から虐待に係る事案の移管を受けた場合又は市町村からの送致を受けた場合若しくは県の福祉事務所からの送致を受けた場合

3 児童相談所長は、次に掲げる場合には、通告があつたものとみなして、前項の規定を適用する。

一 子ども本人、家族、親族等から相談を受けた場合であつて、児童相談所長が虐待が発生しているおそれがあると判断した場合

二 市町村長から児童福祉法第十条第二項の規定による技術的援助及び助言を求められている場合であつて、児童相談所長が虐待が発生しているおそれがあると判断した場合

三 児童相談所が指導又は支援を行っている家庭において、児童相談所長が虐待が発生しているおそれがあると判断した場合

4 児童相談所長は、子どもの安全確認措置を行った場合には、速やかに当該子ども及

び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他家庭が抱える問題について、規則に定めるアセスメントシートを作成した上で、その事案の緊急度及び重症度を判断し、当該子どもの安全確保のため必要があると認める場合には、法第八条第二項第一号の規定により一時保護を行い、又は適当な者に委託して一時保護を行わせなければならない。

5 児童相談所長は、法第八条第二項第一号の規定による一時保護、法第八条の第二項の規定による出頭要求、法第九条第一項の規定による立入りによる調査又は質問並びに法第九条の第三項の規定による臨検又は搜索及び同条第二項の規定による調査又は質問(以下「臨検等」という。)について権限を行使する必要がある場合は、関係機関等の協力を得て、速やかに当該権限を行使しなければならない。

6 児童相談所長は、第二項から前項までの規定により、子どもの安全確認措置を行う場合、一時保護を行おうとし、又は行わせようとする場合、立入りによる調査又は質問をさせようとする場合及び臨検等をさせようとする場合において、必要があると認めるときは、子どもの安全の確認及び確保に関し、警察署長の援助又は市町村長の協力を求めるものとする。

7 児童相談所長は、進行政管理台帳等に登録され支援内容を協議される全ての虐待事案について、緊急度及び重症度を判断し、必要があると認める場合には、速やかに安全確認措置を行い、又は一時保護を行い、若しくは適当な者に委託して一時保護を行わせなければならない。

8 児童相談所長は、第二項から前項までの措置を講じた結果、子ども又は保護者に対して市町村による支援が適当であると認める場合は、当該市町村に対して情報の提供その他必要な援助を行うものとする。  
(連携及び情報共有等)

第十二條 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域外にその住所又は居所(以下「住所等」という。)を移転する場合は、移転先の住所等を管轄する児童相談所において必要な支援が切れ目なく行われるよう、当該児童相談所の長に対する速やかな引継ぎその他必要な措置を講ずるものとする。

2 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域にその住所等を移転した場合において、移転前に指導又は支援を行っていた児童相談所の長から情報

の提供を受けたときは、市町村及び関係機関等と連携し、必要な支援が切れ目なく行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 児童相談所長は、管轄区域内の市町村において進行管理台帳等に虐待事案として登録されている子どもが、当該市町村から管轄区域外の市町村（特別区を含む。）若しくは管轄区域内の他の市町村に住所等を移転する場合又は管轄区域外の市町村（特別区を含む。）において進行管理台帳等に虐待事案として登録されている子どもが管轄区域内の市町村に住所等を移転するという情報の提供を受けた場合は、その移転の前後において必要な支援が切れ目なく行われるよう、市町村に対し、必要な支援を行うものとする。

4 県は、子どもの安全を確保し適切な保護を図るため、県の児童相談所が把握した虐待事案に係る情報について警察と共有し、虐待防止のため協働するものとする。

5 学校、保育所、幼稚園その他子どもの教育又は保育に業務上関係のある団体は、虐待事案として進行管理台帳等に登録されている子どもについて、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、帰宅を嫌がる等虐待の兆候又は状況の変化を把握した場合には、速やかに児童相談所又は市町村に通告するものとする。

（要対協との連携）

第十三条 児童相談所長は、虐待の早期発見及び早期対応並びに虐待を受けた子どもとその保護者への支援のため、要対協を積極的に活用し、市町村及び関係機関等と、当該子どもとその保護者に関する必要な情報の共有を図るものとする。

2 児童相談所長は、児童福祉法第二十五条の二第四項に規定する要保護児童対策調整機関に対し、進行管理台帳等に登録されている虐待事案について、第十一条第四項の規定によるアセスメントシートに準じた書面を作成した上で、要対協において当該事案の緊急度及び重症度を協議することを要請するとともに、必要な支援を行うものとする。

3 県は、要対協の円滑な運営の確保及び活性化のため、必要な助言、構成する機関の職員への研修その他の支援を行うものとする。

第四章 虐待を受けた子ども及び保護者への援助等

（虐待を受けた子どもへの援助）

第十四条 県は、市町村及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもが、再び虐待を

受けることなく、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境又は良好な家庭的環境を含む。）において養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、一時保護をした子ども及び社会的養護の下で育つ子どもに対し、児童福祉法その他関係法令に基づき、良好な環境を提供するとともに当該子どもの権利を尊重した援助を行うものとする。

3 県は、虐待を受けた子どもの心身の健康の回復を図るため、当該子どもに対し、保健、医療、福祉及び教育等の専門家との連携により、年齢、心身の状況等を十分考慮した援助を行うものとする。

4 県は、虐待を受けた子どもが将来保護者となったときに、良好な家庭環境を形成するよう、当該子どもに対し、その成長の過程において必要な援助を行うものとする。

5 県は、子どもの保護及び援助を行うに当たって、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べる機会の確保その他子どもの権利を尊重するための取組を行うものとする。

（虐待を行った保護者への支援）

第十五条 児童相談所長は、市町村及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者が、子どもの心身の健全な成長にとって良好な家庭環境を形成し、適切な親子関係の下、再び虐待を行わないよう、虐待を受けた子ども及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他家庭が抱える問題の把握に努め、情報の提供、相談の実施その他の必要な指導及び支援を行うものとする。

2 児童相談所長は、児童福祉法第二十七条第一項第二号又は第二十六条第一項第二号の規定により虐待を行った保護者への指導を行う場合には、虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うものとする。

（配偶者に対する暴力が疑われる家庭への支援）

第十六条 県の児童相談所、市町村及び関係機関等は、虐待への対応及び配偶者に対する暴力への対応が適切に行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 県の児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターは、前項の連携により、虐待又は配偶者に対する暴力の被害を受けた子ども及び保護者に対し一体的な支援ができるよう、当該子ども及び保護者の一時保護その他の必要な措置を講ずるものとする。

とする。

(医療機関の連携協力体制の整備)

第十七条 県は、虐待を受けた子どもがその心身の状況に応じて適切な医療を受けることができるよう、医療機関相互の連携協力体制の整備に努めるものとする。

2 県は、医療機関における虐待の早期発見に資するよう、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士その他の医療関係者に対する虐待に関する専門的な研修の実施並びに県、市町村及び医療機関の連携協力体制の整備に努めるものとする。

第五章 社会的養護の充実

第十八条 県は、虐待を受けた子どもの社会的養護の充実を図るため、里親制度の啓発活動、里親の育成及び里親等への委託の推進並びに乳児院、児童養護施設等の施設及び自立援助ホームその他社会的養護に関する事業の充実に取り組みものとする。

2 県は、社会的養護の下で育った子どもが、円滑に社会的自立ができるよう、当該子ども(当該子どもが十八歳以上になった場合を含む。)に対して必要な支援を行うものとする。

第六章 児童相談業務の充実等

(児童相談業務の充実)

第十九条 県は、虐待に的確に対応するため、児童福祉法その他関係法令に定める基準を踏まえた児童福祉司その他専門的知識を有する職員の配置を進めるとともに、職員が有する虐待の早期発見及び早期対応その他の虐待の防止に関する専門的知識及び技術の向上を図ることにより、県の児童相談所の運営体制を強化するものとする。

2 県は、市町村及び関係機関等における人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に資する研修等を実施するものとする。  
3 知事は、県の児童相談所の業務の質の向上を図るため、第三者による評価を実施するものとする。

(虐待死亡事例等の検証)

第二十条 知事は、法第四条第五項の規定による検証を行うに当たっては、福岡県社会福祉審議会の意見を聴くものとする。

2 県は、法第四条第五項の規定による検証結果を、県の児童相談所、市町村及び関係機関等において職務に従事する者の研修等に十分活用する等虐待による死亡事例等の

重大事例の再発防止に関する取組を進めるものとする。

第七章 雑則

(公表)

第二十一条 知事は、毎年度、虐待の発生状況及び子どもを虐待から守ることに關する施策の実施状況をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(補則)

第二十二條 第七條第二項及び第三項の規定は、北九州市及び福岡市においては適用しない。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

福岡県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十号

福岡県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県職業能力開発関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。  
第四条を次のように改める。

(手数料の減額)

第四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者(第三項の規定に該当する者を除く。)  
。( )が、法第四十六条第二項に規定する技能検定試験(以下「技能検定試験」という。)  
。のうち三級の実技試験を受けようとするときは、第二条の規定にかかわらず、手数料の三分の一の額を減額するものとする。この場合において、納付することとなる額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。

一 在校生(法第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練(職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練(以下この号において「短期訓練課程」という

。を除外する。法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）若しくは法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。第三項において同じ。）

2 その他知事が特に必要があると認めたる者  
 知事は、技能検定試験を実施する日の属する年度の四月一日（次項において「基準日」という。）において二十五歳未満の者であつて技能検定試験受験申請日において雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者及び次項の規定に該当する者を除く。）が、技能検定試験のうち二級又は三級の実技試験を受けようとするときは、第二条の規定にかかわらず、手数料の額を九千円減額するものとする。

3 知事は、基準日において二十五歳未満の者であつて技能検定試験受験申請日において雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者である在校生（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。）が、技能検定試験のうち三級の実技試験を受けようとするときは、第二条の規定にかかわらず、手数料の三分の一の額を減額（減額後の額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）の上、九千円減額するものとする。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

福岡県立自然公園条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県条例第十一号

福岡県立自然公園条例の一部を改正する条例

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県立自然公園条例（昭和三十八年福岡県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「の決定」を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 公園計画は、自然公園ごとに、当該公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

第六条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第七条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

第十条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

公園事業者（第八条第三項の認可を受けた者に限る。）が県及び公共団体以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

第三十一条第一項中「の各号」を削り、同項に次の一号を加える。

三 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

第三十一条第二項中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第三十六条第一項中「第四十三号第一号」を「第四十三号第一項第一号」に改める。

第四十二条第一項中「次条各号」を「次条第一項各号」に改める。

第四十三号第三号から第五号までを削り、同条第六号中「前各号」を「前二号」に改め、同条を同条第三号とし、同条に次の一項を加える。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

二 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

三 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第四十四条中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改める。

第五十一条の次に次の一条を加える。

(利用の増進のための情報の提供等)

第五十一条の二 県は、自然公園の利用の増進に資するため、県内外における自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第五十三条中「第十三条第一項又は第二十八条第一項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十三条第一項又は第二十八条第一項の規定による命令に違反したとき。

二 第十七条第三項の規定に違反したとき。

第五十四条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第八条第六項」を「第八条第三項の認可を受けた者が、第八条第六項」に、「者（第八条第三項の認可を受けた者に限る。）」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第十七条第三項又は」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第四号及び第五号中「者」を「とき。」に改める。

第五十六条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第五十七条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十四条第一項」の下に「若しくは第二十五条第一項」を加え、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号及び第三号中「者」を「とき。」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とする。

「」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号中「同条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第五十三条、第五十四条、第五十六条及び第五十七条の改正規定は、令和四年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十二号

福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県商工関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表二五の項中「九、三〇〇円」を「一一、六〇〇円」に、「八、八〇〇円」を「一、一〇〇円」に、「八、七〇〇円」を「一〇、三〇〇円」に、「八、二〇〇円」を「九、八〇〇円」に改め、同表二八の項中「七、九〇〇円」を「九、〇〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「八、五〇〇円」に、「六、二〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「六、七〇〇円」に改め、同表四七の項中「電気工事士法第四条第七項」を「電気工事士法施行令(昭和三十五年政令第二百六十号)第四条第一項」に改め、同表四八の項中「電気工事士法第四条第七項」を「電気工事士法施行令第五条」に、「二、一〇〇円」を「二、七〇〇円」に改め、同表五五の項中「一一〇、〇〇〇円」を「九八、〇〇〇円」に改め、同表五七の項中「一七、〇〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に改め、同表六三の項中「二一、四〇〇円」を「二三、二〇〇円」に、「二〇、九〇〇円」

を「二二、七〇〇円」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

福岡県緊急経済対策資金信用保証料補填臨時基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十三号

福岡県緊急経済対策資金信用保証料補填臨時基金条例の一部を改正する条例

例

福岡県緊急経済対策資金信用保証料補填臨時基金条例（令和二年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十四号

福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県農林水産関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

四八	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項の規定による畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査（同条第二項に規定する特例畜舎等以外の畜舎等にあつては、畜舎建築利用計画が同条第三項第四号に適合するものであることについて、建築基準法（昭和二十五年法律第二一号）第七十七条の二十一に規定する指定確認検査機関の審査を受け、適合証の交付を受けた場合に限る。）	畜舎建築利用計画の変更認定申請手数料	一件につき 七、九〇〇円	申請のとき
四九	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第四条第一項の規定による認定を受けた畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査（同法第三条第二項に規定する特例畜舎等以外の畜舎等にあつては、畜舎建築利用計画が同法第四条第三項において準用する同法第三条第三項第四号に適合するものであることについて、建築基準法第七十七条の二十一に規定する指定確認検査機関の審査を受け、適合証の交付を受けた場合に限る。）	畜舎建築利用計画の変更認定申請手数料	一件につき 七、九〇〇円	申請のとき
五〇	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第六条第二項ただし書の規定による認定畜舎等の仮使用の認定の申請に対する審査	認定畜舎等の仮使用認定申請手数料	一件につき 七、〇〇〇円	申請のとき
五一	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第十条第一項から第三項までの規定による認定計画実施者の地位の承継の認可の申請に対する審査	認定計画実施者の地位承継認可申請手数料	一件につき 一、一〇〇円	申請のとき
五二	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号）第四十八条第二項の規定による敷地等と道路との関係の認定申請に対する審査	敷地等と道路との関係の認定申請手数料	一件につき 二一、九〇〇円 （建築基準法第四十三條第二項第二号の規定による建築の許可を受けたことを証する書類の提出があるときは、二、四〇〇円）	申請のとき

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。



福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十五号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表四六の項中「七、〇〇〇円」を「八、二〇〇円」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

福岡県領収証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十六号

福岡県領収証紙条例の一部を改正する条例

福岡県領収証紙条例(昭和三十九年福岡県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

別表に掲げる使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによらないことができる。

- 一 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項又は福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年福岡県条例第十二号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る使用料又は手数料を当該申請等を行うことにより得られた納付情報による納付の方法により徴収する場合
- 二 地方自治法第二百三十一条の二の規定により指定納付受託者に納付を委託された使用料又は手数料を徴収する場合

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十七号

福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(福岡県立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 福岡県立学校職員定数条例(昭和二十八年福岡県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中学校、高等学校及び中等教育学校の職員の項中「五、三四九人」を「五、三一〇人」に、「四五六人」を「四五八人」に、「二三六人」を「二三一人」に、「六、〇四一人」を「五、九九九人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「一、八五三人」を「一、八七一人」に、「一、九四七人」を「一、九六五人」に改める。

(福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 福岡県市町村立学校職員定数条例(昭和三十九年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の職員の項中「一四、九〇七人」を「一五、一一一人」に、「六七四人」を「六七三人」に、「二三三人」を「二二人」に、「七七八人」を「七七九人」に、「一六、五八二人」を「一六、七八五人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「二二〇人」を「二三二人」に、「二二四人」を「二三六人」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十八号

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県警察関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項の表五の項中「一、八〇〇円」を「一、六〇〇円」に改める。

第十四条第一項第五号の四の次に次の一号を加える。

五の五 道路交通法第九十七条の二第二項第三号イに規定する運転技能検査を受けようとする者 運転技能検査手数料

第十四条第一項第六号中「第九十一条」の下に「又は第九十一条の二第二項」を加え、同項第十三号中「又は第十三号」を「第十三号又は第十四号」に改め、同項第十四号を削り、第十五号を第十四号とする。

第十四条第二項の表五の三の項中「七五〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表五の四の項中「八〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四五〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

五の五 運転技能検査手数料	三、五五〇円
---------------	--------

第十四条第二項の表一、二の項を次のように改める。

一二 講習手数料	(一) 道路交通法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習 講習一時間について七五〇円	(二) 道路交通法第百八条の二第二項第二号に掲げる講習 講習一時間について二、三五〇円	(三) 道路交通法第百八条の二第二項第三号に掲げる講習 講習一時間について一、九五〇円	(四) 道路交通法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習 1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） 講習一時間について四、四五〇円
----------	--	--	--	---

(五) 道路交通法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習	2 普通自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について四、〇〇〇円
	1 大型自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について四、一五〇円
(六) 道路交通法第百八条の二第二項第六号に掲げる講習	2 普通自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について一、五〇〇円
	1 大型自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について三、一〇〇円
(七) 道路交通法第百八条の二第二項第七号に掲げる講習	2 普通自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について一、四〇〇円
	1 大型自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について七五〇円
(八) 道路交通法第百八条の二第二項第八号に掲げる講習	2 普通自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について二、一五〇円
	1 大型自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について二、七〇〇円
(九) 道路交通法第百八条の二第二項第九号に掲げる講習	2 普通自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について二、〇五〇円
	1 準中型自動車免許に係る講習	講習一時間について二、一五〇円
(二) 道路交通法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習	5 原動機付自転車免許に係る講習	講習一時間について二、四五〇円
	1 道路交通法第九十二条の二第一項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対する講習	講習一時間について五〇〇円
2 道路交通法第九十二条の二第一項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対する講習		八〇〇円

第十四条第二項の表一四の項を削り、同表一五の項を次のように改める。

(三) 道路交通法第百八条の二第二項第十三号に掲げる講習	1 道路交通法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許(以下この表において「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(同法第九十七条の二第二項第三号イ及びハに掲げる者並びに同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習	3 道路交通法第九十二条の二第二項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習	一、三五〇円(運転免許に係る講習等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第四号)で定める道路交通法施行令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、八〇〇円)
		2 普通自動車対応免許を受けている者(道路交通法第九十七条の二第二項第三号イ若しくはハに掲げる者又は同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	二、九〇〇円
(四) 道路交通法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習			一、三五〇円(当該講習が運転免許に係る講習等に関する規則で定めるものである場合にあっては、九、〇五〇円)
(五) 道路交通法第百八条の二第二項第十五号に掲げる講習			講習一時間について二、〇〇〇円

一四 特定  
任意高齢  
者講習手  
数料

六、四五〇円(普通自動車対応免許以外の免許のみを受けようとし、又は受けている者及び道路交通法施行令第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当する者にあっては、二、九〇〇円)

附則

この条例は、令和四年五月十三日から施行する。ただし、第十一条の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十九号

福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「暴力団排除通報をした者に対する不利益な取扱いの禁止(第十二条の三)」を「暴力団排除通報者に対する不利益な取扱いの禁止(第十二条の三・第十二条の四)」に改める。

「第二章の二 暴力団排除通報をした者に対する不利益な取扱いの禁止」を「第二章の二 暴力団排除通報者に対する不利益な取扱いの禁止」に改める。

第十二条の三第一項中「事業者」を「前条第一項第一号に定める事業者」に、「労働者(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者をいう。以下この項において同じ。)」が、次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める暴力団排除通報(労働者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的ではなく、その労務提供先(公益通報者保護法(平成十六年法律第二百二十二

号)第二条第一項に規定する労務提供先をいう。以下この項において同じ。)又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者により、この条例の規定に違反する行為その他の暴力団の排除に支障を及ぼす行為が行われ、又は正に行われようとしている旨を当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ指定した者又は県に通報することをいう。以下この条において同じ。)を「暴力団排除通報者が次の各号に定める暴力団排除通報」に、「当該労働者」を「当該暴力団排除通報者」に改め、「減給」の下に、「退職金の不支給」を加え、同項第一号中「労務提供先」を「役務提供先」に改め、同項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は暴力団の排除に支障を及ぼす行為が行われ、若しくは正に行われようとしている」と思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を提出する場合)を加え、同号に次のように加える。

イ 暴力団排除通報者の氏名又は名称及び住所又は居所

ロ 当該暴力団の排除に支障を及ぼす行為の内容

ハ 当該暴力団の排除に支障を及ぼす行為が行われ、又は正に行われようとしていると思料する理由

ニ 当該暴力団の排除に支障を及ぼす行為について法令及びこの条例に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

第十二条の三第二項中「事業者は」を「前条第一項第二号に定める事業者は」に、「(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この項において同じ。)が、前項各号」を「である暴力団排除通報者が前項各号」に、「当該派遣労働者」を「当該暴力団排除通報者」に、「同法第二十六条第一項」を「労働者派遣法第二十六条第一項」に改め、「(同法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。)」を削り、同条に次の一項を加える。

3 前条第一項第四号に定める事業者(同号イに掲げる事業者に限る。)は、その職務を行わせ、又は行わせていた暴力団排除通報者が次の各号に定める暴力団排除通報をしたことを理由として、当該暴力団排除通報者に対し、報酬の減額その他不利益な取扱い(解任を除く。)をしてはならない。

一 暴力団の排除に支障を及ぼす行為が行われ、又は正に行われようとしていると思料する場合 当該役務提供先又は当該役務提供先があらかじめ指定した者に対する暴力団排除通報

二 次のいずれかに該当する場合 県に対する暴力団排除通報

イ 調査是正措置(善良な管理者と同一の注意をもって行う、暴力団の排除に支障を及ぼす行為の調査及びその是正のために必要な措置をいう。)をとることに努めたにもかかわらず、なお当該暴力団の排除に支障を及ぼす行為が行われ、又は正に行われようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合

ロ 暴力団の排除に支障を及ぼす行為が行われ、又は正に行われようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人(事業を行う場合におけるものを除く。)の財産に対する損害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合  
第十二条の三を第十二条の四とし、第二章の二中同条の前に次の一条を加える。

第十二条の三 この章において「暴力団排除通報」とは、次の各号に掲げる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、当該各号に定める事業者(法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下この章において同じ。)(以下「役務提供先」という。)又は当該役務提供先の事業に従事する場合におけるその役員(法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令(法律及び法律に基づく命令をいう。以下この章において同じ。))の規定に基づき法人の経営に従事している者(会計監査人を除く。)をいう。以下この章において同じ。)、従業員、代理人その他の者についてこの条例の規定に違反する行為その他の暴力団の排除に支障を及ぼす行為が行われ、又は正に行われようとしている旨を、当該役務提供先若しくは当該役務提供先があらかじめ指定した者又は県に通報することをいう。

一 労働者(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者をいう。以下この章において同じ。))又は労働者であった者 当該労働者又は労働者であった者を自ら使用し、又は当該通報の日前一年以内に自ら使用していた事業者(次号に定める事業者を除く。)

二 派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する

る法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章において同じ。）又は派遣労働者であった者 当該派遣労働者又は派遣労働者であった者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下この章において同じ。）の役務の提供を受け、又は当該通報の日前一年以内に受けていた事業者

三 前二号に定める事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は当該通報の日前一年以内に従事していた労働者若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者 当該他の事業者

四 役員 次に掲げる事業者

イ 当該役員に職務を行わせる事業者

ロ イに掲げる事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該役員が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者

2 この章において「暴力団排除通報者」とは、暴力団排除通報をした者をいう。

#### 附則

この条例は、令和四年六月一日から施行する。